

## (2) 薬剤に係る給付の見直し等

- 薬剤に係る給付の見直し等について、平成18年度改定等において、以下の項目を中心とした検討を行う。
  - ・ 処方せん様式の変更等による後発品の使用促進
  - ・ 後発品の市場実勢価格の状況等を勘案した先発品の薬価算定ルールの導入等による先発品に対する保険給付の在り方
  - ・ 画期的新薬の適切な評価
  - ・ 医療上の必要性の程度を踏まえた医薬品への保険給付の在り方 等

## (3) 保険診療と保険外診療との併用の在り方の見直し（いわゆる「混合診療」への対応）

- 患者の要望に対応するため、未承認医薬品、先進技術、制限回数を超える医療行為等について、安全性等に配慮しながら、新たに一定のルールの下に保険診療と保険外診療との併用を認める措置を講じたところであるが、これに加え、さらに、現行の特定療養費制度を、「将来的な保険導入のための評価を行うかどうか」の観点から、「保険導入検討医療（仮称）」（保険導入のための評価を行うもの）及び「患者選択同意医療（仮称）」（保険導入を前提としないもの）に再構成する。（※平成18年10月目途より実施）

## (4) 中央社会保険医療協議会の見直し

- 診療報酬改定における中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）の役割
  - ・ 改定率は内閣で決定する。
  - ・ 改定に係る基本的な医療政策の審議は、社会保障審議会の医療保険部会及び医療部会が担当し、中医協においては、これに沿いつつ、内閣が決定する改定率を前提とし、具体的な診療報酬点数の設定に係る審議を行う。
  - ・ 中医協が診療報酬点数の改定案を作成するに至る過程において、広く国民の意見を募集する手続きをとる。
- 委員構成の見直し（※平成18年10月目途より実施）
  - ・ 支払側8名・診療側8名・公益委員4名となっている委員構成を見直し、中医協の委員数全体の適正を維持するという観点も踏まえつつ、公益委員を支払側委員及び診療側委員のそれぞれと同数程度とする。
- 支払側委員及び診療側委員の団体推薦制の在り方については、引き続き検討する。